

# J A F 関東地域クラブ協議会規約

## 第1章 総 則

### 第1条 名 称

本協議会は、J A F 関東地域クラブ協議会（以下「JMRC関東」という。）と称する。

### 第2条 本部・事務局の所在地

JMRC関東の本部並びに事務局は、東京都に置く。  
東京都港区芝2-2-17 日本自動車連盟関東本部ビル2階

### 第3条 目 的

JMRC関東は、JMRC関東を構成するJ A F登録クラブ及び同団体、並びにJMRC関東が承認したチームおよび個人間の融和を図り、モータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

- 1 会員相互の親睦・協和
- 2 情報の相互提供
- 3 会員の互助扶助の確立と実施

## 第2章 活 動

### 第4条 活 動

JMRC関東は、第3条の目的を達成するため、つぎに掲げる活動を行う。

- 1 J A Fモータースポーツ部、J A F関東本部等との連携のもとに行うモータースポーツの振興・普及・広報活動およびJ A Fへの各種提言、答申、調整の実施。
- 2 交通安全、環境対策、自動車安全対策等、各種対策への提言と研究、実施。
- 3 地域内における振興・普及・調整・交流・規制・統括等、必要とされる事業の推進。
- 4 モータースポーツ各種団体、他地域同種団体との交流・親睦。
- 5 第5条に定める支部間の交流。
- 6 登録会員に対する、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への団体加入窓口としての役割機能をもたせ、且つJMRC関東見舞金制度の確立と実施。
- 7 登録会員に対するモータースポーツ登録身分証の発行と管理。
- 8 モータースポーツ参加者（ドライバー・競技役員等）及びインストラクターに係わる身分制度確立の為に施策の実施。
- 9 第3条の目的達成に必要な活動。

## 第3章 組 織

### 第5条 構 成

JMRC関東は、関東甲信越地方における都・県を単位とする支部をもって構成する。

### 第6条 運 営

- 1 JMRC関東は、本規約第8条3項により選任された運営委員により構成する運営委員会によって運営される。
- 2 運営委員会は、規約の制定・改定、関連する重要事項等を協議し、本会の最高議決機関とする。
- 3 JMRC関東の日常業務の運営並びに緊急事項が発生した場合は、運営委員長・副運営委員長・監事が協議の上対応し、決定事項を運営委員会に報告する。
- 4 JMRC関東クラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議）では、年次の会計・活動の報告を行う。
- 5 JMRC関東の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第7条 定 数

- 1 運営委員長 1名
- 2 副運営委員長 若干名
- 3 運営委員 本規約第8条による
- 4 監 事 2名以内

## 第8条 選出及び選任

- 1 運営委員長は、運営委員会で互選する。
- 2 副運営委員長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、運営委員会の承認を得る。
- 3 運営委員は、次のいずれかによって選任される。
  - (1) 支部選任：支部によって選任される。選任の方法は支部が定める。  
支部選出定数は、当該支部前々年12月31日のJMRC関東登録クラブ・団体数（承認チームは含まれない）により次の通りとする。

19クラブ以下	定数	1
20クラブ以上 29クラブ以下	定数	2
30クラブ以上 39クラブ以下	定数	3
40クラブ以上 49クラブ以下	定数	4
50クラブ以上	定数	5
  - (2) 専門部会部会長：各部会によって選任される。選任の方法は各部会が定める。
  - (3) 運営委員長指名：運営委員長は、学識経験、地域の事情や必要に応じて、それに適した人材を登用し、指名することができる。  
運営委員長は、指名する人物について、運営委員会の過半数の議決を得なければならない。
- 4 監事は、運営委員長の推薦により、運営委員会の議決をもって選任される。

## 第9条 職 務

- 1 運営委員長は、JMRC関東を代表する。
- 2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は運営委員長欠員の時、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を組織する。
- 4 監事は、運営委員会に出席することができる。又、財産の状況および会務執行の状況を監査し、それらに不正の廉（かど）あることを発見したときは、運営委員会にこれを報告する。

## 第10条 任 期

- 1 任期は1年とする。但し、重任を妨げない。
- 2 補充、又は増員によって就任した任期は、他の同職の任期と同時に終了する。
- 3 任期終了後も、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

## 第11条 解任要求及び解任

運営委員長、副運営委員長として不相当と認められる事由が生じた場合の解任要求は、運営委員3分の2以上の署名をもって、運営委員会に議題として提案でき、運営委員会で運営委員3分の2以上の議決をもって、解任することが出来る。

## 第4章 会 議

### 第12条 会 議

会議は次の通りとする。

- 1 代表者会議 年間最少1回開催
- 2 運営委員会 原則として2ヶ月に1回、もしくは必要と認めた場合随時開催
- 3 専門部会 部会長が必要と認めた場合随時開催
- 4 専門委員会 委員長が必要と認めた場合随時開催

- 5 特別委員会 運営委員会において必要と認められた特別項目に応じて随時開催

### 第13条 代表者会議

代表者会議は、運営委員長が招集する。

運営委員長は、同会議における議長1名と副議長1名を、毎年事前に任命する。

尚、何らかの理由で議長を任命しないときは、運営委員長が兼務する。

### 第14条 運営委員会

- 1 運営委員会は、運営委員長が招集する。又、運営委員の3分の2の署名により招集することが出来る。
- 2 運営委員長は、同会議における議長1名と副議長2名を事前に任命する。議長及び副議長は、運営委員の中から選出するものとし、その任期は事業年度における1年単位とする。運営委員会は、議長及び副議長がその任に不相当と認められる時は、解任することができる。何らかの理由で議長を任命しないときは、運営委員長が兼務する。
- 3 運営委員会は、運営委員の委任状を含め過半数の出席により成立する。
- 4 議事は、委任状を含む出席運営委員の過半数で決する。
- 5 運営委員の議決権は、選任の種別に関わりなく、1とする。支部選任運営委員が専門部会長を兼任している場合の議決権は、それぞれを各1とする。
- 6 支部選任運営委員が会議を欠席する場合、その支部から1名を代理出席することができる。その者は議決に加わる。代理出席しない場合は、議長又は出席運営委員に議決権の行使を委任することができる。
- 7 専門部会部会長が会議を欠席する場合、その部会から1名を代理出席することができる。その者は、議決に加わる。代理出席しない場合は、議長又は出席運営委員に議決権の行使を委任することができる。
- 8 監事は運営委員会において議決に加わらない。

### 第15条 専門部会、専門委員会並びに特別委員会

JMRC関東に、専門部会、専門委員会並びに特別委員会を置くことが出来る。

- 1 専門部会は、レース部会、ラリー部会、ジムカーナ部会、ダートトライアル部会、ヒストリックカー部会の5部会とする。
- 2 財務委員会、総務委員会、スポーツ安全保険委員会の3委員会を常設の専門委員会とする。
- 3 特別委員会は、運営委員会において、対処すべき事由が起きた場合に組織され、目的達成までの期間限定の委員会とする。
- 4 各委員長は、運営委員会の承認を得て、運営委員の中から運営委員長が委嘱する。各委員会の委員は、いずれも定数10名以内とし、運営委員会の承認を得て、運営委員長が委嘱する。
- 5 各委員会は、運営委員会より委任された役務につき執行し、運営委員会の承認を得る。
- 6 専門部会並びに専門委員会の役務は、別に定める。

### 第16条 議事録

議事録には議長が署名し保存する。

## 第5章 会員構成及び資格

### 第17条 会員

会員は次の2つとする。

- 1 団体正会員 (1) J A F 公認団体  
(2) J A F 加盟団体  
(3) J A F 準加盟団体  
(4) J A F 公認クラブ  
(5) J A F 加盟クラブ

(6) J A F 準加盟クラブ

(7) J M R C 関東承認チーム

J M R C 関東承認チームとは、J M R C 関東独自のチームであり、構成内容等は、別に定める。

2 賛助会員 モータースポーツ関連会社・関連団体

#### 第18条 会員の義務と権利

- 1 会員は、会費をJ M R C 関東に対して支払わなければならない。
- 2 会員は、会員所属員をJ M R C 関東を窓口として、スピード行事保険・スポーツ安全保険に加入することができる。保険加入等に関する細則は別に定める。
- 3 会員は、J M R C 関東見舞金制度を利用することができる。制度加入等に関する細則は別に定める。
- 4 会員は、J M R C 関東の活動に参加することができる。

#### 第19条 適用資格の有効期間

- 1 会員資格有効期間は、加入日よりその年の12月31日までとする。  
但し、次年度更新手続きを完了する間を猶予期間とし、期限は翌年3月末とする。
- 2 加盟日とは、当該クラブ・団体・チームより、J M R C 関東事務局が、申込書類受領し、入金確認した時とする。

#### 第20条 会費

- 1 団体正会員 (1) J A F 公認団体 30万円/年間  
(2) J A F 加盟団体 15万円/年間  
(3) J A F 準加盟団体 10万円/年間  
(4) J A F 公認クラブ 10万円/年間  
(5) J A F 加盟クラブ 3万円/年間  
(6) J A F 準加盟クラブ 1万円/年間  
(7) J M R C 関東承認チーム 1万円/年間 (入会金5千円)
- 2 賛助会員 一口10万円/年間

### 第6章 事務局

#### 第21条 事務局

J M R C 関東の事務を処理するため事務局を置く。事務局は運営委員会において選任された事務局長をもって代表とする

### 第7章 会計

#### 第22条 会費の使途

会費は、下記のとおり、J M R C 関東の運営費として使用する。

- 1 運営費は次の経費に充てられる。
  - (1) 第4条に定める活動に必要な経費
  - (2) 支部運営費
  - (3) 専門部会補助金
  - (4) 事務局経費
  - (5) その他、財務委員会で審議され運営委員会で承認された経費
- 2 支部運営費の配分
  - (1) 団体正会員会費の内50%を支部運営費に充当する。  
なお、支部運営費の配分は各支部に所属する団体正会員数によって割り当てる。
  - (2) 支部運営費の最低充当額は5万円とする。所属する団体正会員数による配分が当該年度5万円に満たなかった場合は、J M R C 関東の運営費から差額を次年度に充当する。
- 3 運営費の残金は、翌年度に繰り越すものとする。

**第23条 運営費の管理**

運営費は、運営委員長が管理し、その方法については、運営委員会の定めるところによる。

**第24条 監査**

運営委員長は、事業年度の終了後、運営費について監事の監査を受けなければならない。

**第8章 規約の改定**

**第25条 規約の改定**

本規約の改定は、運営委員会における過半数による議決を必要とする。

**第9章 細則**

**第26条 細則**

本規約に定めるものの他、JMRC関東の事業の運営上必要な当該項目の名前を付した細則は運営委員会の決議を得て、運営委員長が別に定める。

**第10章 名誉委員**

**第27条 名誉委員**

JMRC関東に多大な貢献をした個人を称揚するため、運営委員会の決議を得て、名誉委員の称号を贈呈する。

以上

昭和57年 6月14日制定  
昭和57年 7月 1日施行  
昭和61年 9月26日改定施行  
平成 7年 4月 1日改定  
平成 7年11月 7日改定  
平成 7年12月 1日施行  
平成 8年10月17日改定施行  
平成 9年 5月21日改定施行  
平成16年10月 8日改定  
平成17年 1月 1日施行  
平成18年 2月18日改定施行  
平成19年 7月10日改定  
平成20年 1月 1日施行  
平成20年 2月16日改定施行  
平成21年 2月14日改定施行  
平成22年 2月13日改定施行  
平成23年 9月29日改定  
平成24年 1月 1日施行  
平成24年 2月18日改定施行  
平成26年 9月 3日改定  
平成26年12月31日施行  
平成28年11月28日改定  
平成29年 1月 1日施行